

原子力事故にかかる東京電力(株)への損害賠償に対する 皆さんの疑問にお答えします

疑問1 「自社は損害賠償できるのだろうか？」

回答 今回の損害賠償は、原子力発電所の事故に伴う放射線の作用などにより損害を生じられた方への賠償であり、基本的に県内企業は全て「風評被害（直接被害）」を被っていると考えられ、規模の大小にかかわらず損害賠償の請求が可能です。

「風評被害」とは、「報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」を言います。

つまり、被害が今回の原子力発電所の事故による風評被害と判断されれば賠償対象となり、観光業や製造業だけでなく、飲食や小売業、建設業など、全ての業種が想定されるのです。

また風評被害以外でも、間接被害に該当することも考えられます。

「自社は損害賠償できるのだろうか」という企業の方は、東京電力(株)福島原子力補償相談室（コールセンター）へ確認の連絡をし、手続きを進めて下さい。

●東京電力(株)福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926-404（受付時間9：00～21：00）

疑問2 「損害賠償に関する資料(請求書)が欲しい」

回答 損害賠償に関する資料並びに請求書を希望される方は、東京電力(株)福島原子力補償相談室（コールセンター）が受け付けます。

資料は業種によって異なることから、東京電力(株)福島原子力補償相談室（コールセンター）では相談された事業所の方の業種に応じた資料を送付しています。

疑問3 「資料を見たけれど、内容が分からない」

「資料の内容について個別に伺いたい点がある」

回答 東京電力(株)福島原子力補償相談室では、資料内容の説明や具体的な請求書の書き方、更には個別事例に関するご相談を受け付けています。

- (1) お電話でのお伺いを希望される方は、東京電力(株)福島原子力補償相談室（コールセンター）へご連絡下さい。
- (2) 窓口でのご対応を希望される方のために、森合町に東京電力(株)福島補償相談センターが開設されています。※今後窓口は拡大される予定です。



東京電力㈱福島補償相談センター

福島市森合町 14-11

※国道 13 号線を挟んで福島中央郵便局の向かい側
(臨時駐車場有)

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで

休日：日曜・祝日

問合せ先：東京電力㈱福島原子力補償相談室

(コールセンター 0120-926-404)

疑問 4 「賠償の対象は何か」

回答 今回の賠償は、「本件事故」が無ければ得られたであろう収益と実際に得られた収益の差額（収益の減少額）から、「本件事故」が無ければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（費用の減少額）」が基本的な対象となります。

$$\text{賠償金額（逸失利益）} = \text{収益の減少額} - \text{費用の減少額}$$

また、施設等を含む財物の放射線検査費用や、売上を減らさないために出費した広告宣伝費や様々な経費などの費用、本件事故が無ければ支出することが無かった様々な負担についても、追加的費用として請求することが可能です。

今回の請求は平成 23 年 3 月 11 日より平成 23 年 8 月 31 日までの期間の請求であり、今後 3 カ月毎に請求手続きが行われるようになります（一度請求を出された事業所へは、今後案内が東京電力より直接送付されます）。

※財物価値の損失等については、事故収束後改めて請求を出すようになります。

疑問 5 「相談に行く際に何を持っていけば良いのか」

回答 賠償対象が明確化できる下記書類をご準備下さい。

1. 基準年度となる東日本大震災の直前年度（3 月 11 日を含む事業年度の前の事業年度）の収入を確認できる書類

粗利の計算、売上原価に含まれる固定費、販売費及び一般管理費（経費）に含まれる変動費を確認できる書類をご用意ください。

【個人事業主の方】

- ・平成 22 年分の確定申告書（当該年度を基準年度とすることが適さない場合は平成 20 年～22 年分のいずれかの確定申告書）

【法人の方】

- ・基準年度となる東日本大震災の直前年度の税務申告書及び添付書類又は監査報告等を受けた決算書、収支計算書、勘定科目明細等（当該年度を基準年度とすることが適さない場合は、平成 20 年～22 年度のいずれかで結構です）。

2. 対象となる事業所の基準年度と対象期間（平成23年3月～8月）の売上高を確認できる書類
【福島県（避難等対象区域外）以外に事業所を有していない方】
 - ・基準年度の月次試算表
 - ・対象期間の月次試算表※毎月の売上高が判明しない方は、対象期間の毎月の売上入金額を確認できる現金出納帳等の書類
【福島県（避難等対象区域外）以外にも事業所を有している方】
 - ・対象となる事業所ごとの基準年度の毎月の売上高が分かる書類※毎月の売上高が判明しない方は、対象となる事業所ごとの基準年度の売上高が分かる書類
- ・対象となる事業所ごとの対象期間の毎月の売上高が分かる書類
※毎月の売上高が判明しない方は、対象期間の毎月の売上入金額を確認できる現金出納帳等の書類3. 施設等を含む財物の放射線検査費用を確認できる書類
 - ・検査結果表並びに出金及びその内容を確認できる書類（領収書、請求書及び金融機関の振込明細等）
4. 負担を余儀なくされた費用（追加的費用）を確認できる書類
 - ・出金及びその内容を確認できる書類（領収書、請求書及び金融機関の振込明細等）
5. 平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所の所在地」において活動していたことを証明できる資料
 - ・本来は事業税等の納税証明書若しくは行政機関又は所属団体による証明書が必要になりますが、福島商工会議所の会員の方については書類に「所属 福島商工会議所」とご記入いただくだけで良く、証明書の添付は必要ありません。

疑問6 「東京電力株の賠償内容について疑問がある」 「東京電力株の説明に納得できない」

回答1 原子力損害賠償紛争解決センターが和解仲介を行います。

原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された国の公的な紛争解決機関で、当事者間の和解交渉を仲介することにより、原子力事故に関する紛争を解決します。

具体的には、被害者が申立書を作成、必要書類を添えてセンターに提出します。センターでは申立書に基づき中立・公正な立場の仲介委員が当事者両方の意見を調整、仲介を行います。

申立書の内容や取り寄せ方法については、フリーダイヤルまたはホームページをご覧ください。福島県弁護士会にお問い合わせください。

●原子力損害賠償紛争解決センター

- ・受付フリーダイヤル 0120-377-155

（受付時間 平日 午前10時～午後5時）

- ・ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.html
または 「原子力損害賠償紛争解決センター」

回答2 福島県弁護士会が法的なご相談をお受けします。

1. 弁護士をご紹介します。

福島県弁護士会では、原子力発電所事故の被害者救済を支援するため、「被害者救済支援センター」を設置しています。センターに電話されると、福島県弁護士会が弁護士を紹介し、損害賠償に関する相談 仮払請求の依頼、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介への申立の依頼などを行います。

※相談料はかかりませんが、仮払請求依頼や和解仲介申立依頼等を依頼する場合は有料となります。

●受付フリーダイヤル024-533-7770

(受付時間 平日 午前10時～午後3時)

2. 「震災・原発相談窓口」が設置されています。

福島法律相談センター（福島県福島市山下町 4-24 弁護士会館内）を設置し、無料の相談を行っています。

相談はお一人30分程度。事前予約制となりますので、希望される方は受付フリーダイヤルにお問い合わせください。

●受付フリーダイヤル 0120-700-791

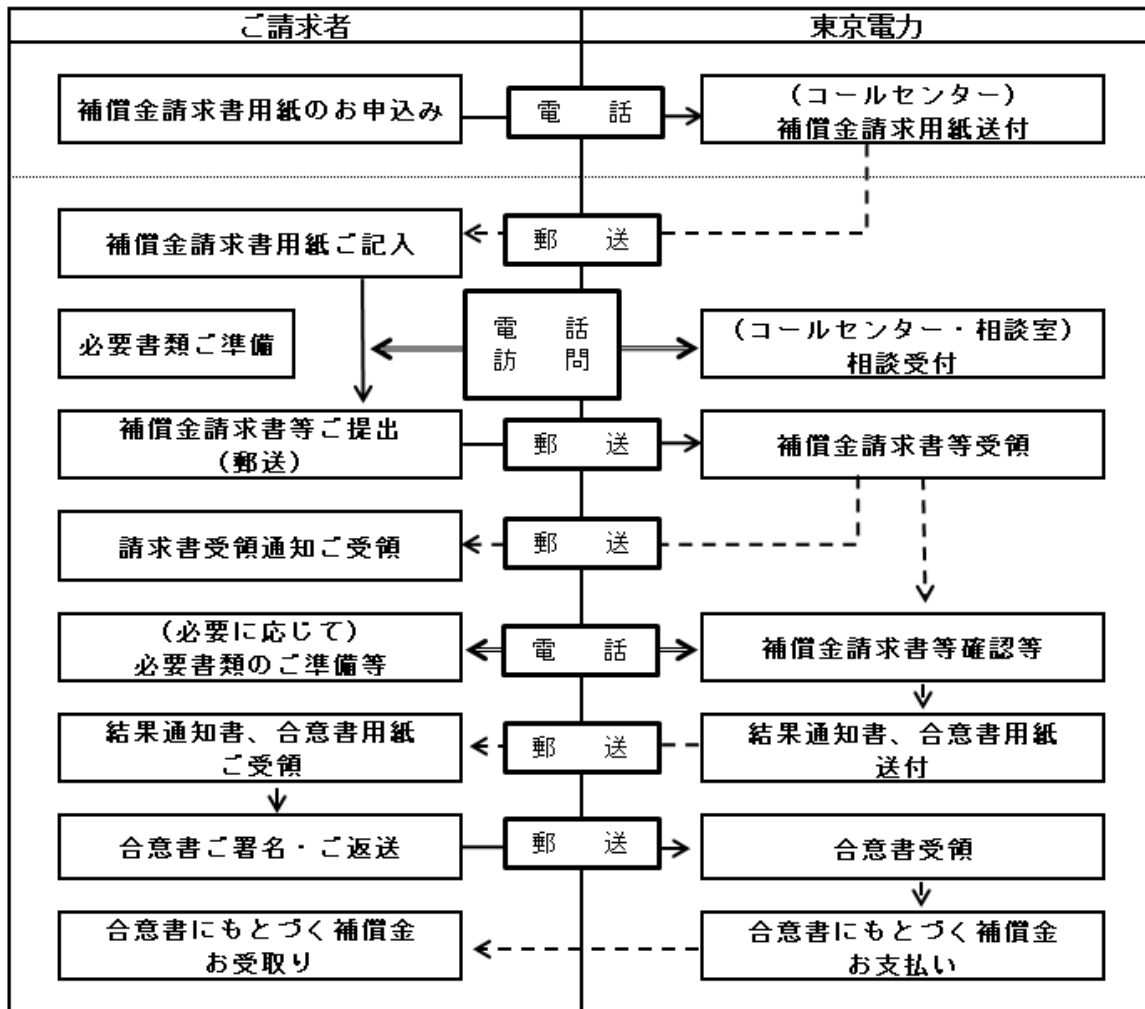
(受付時間 平日 午前10時～午後4時)

3. 電話相談を行っています。

被災者への法的支援の為、被災者を対象とする無料電話法律相談を実施しています。

●TEL024-534-1211 (受付時間 平日 午後2時～4時)

参考 東京電力(株)による損害賠償までの流れ



注: 矢印の説明

→ ご請求者にお願いたい作業

--> 東京電力の作業

↔ ご請求者・東京電力双方の都合により発生する作業

【本件担当 総合企画課 TEL 5 3 6 - 5 5 1 1】